

## 大阪市告示第314号

次の施設について、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第4条第5項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和8年3月6日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	開館日	供用時間
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和9年9月24日（金）、 令和10年2月12日（土）	午前9時30分から 午後9時30分まで
大阪市立男女共同参画センター南部館		
大阪市立男女共同参画センター東部館		

### 2 臨時休館

施設名	年月日
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和9年8月13日（金）、令和10年1月4日（火）
大阪市立男女共同参画センター南部館	
大阪市立男女共同参画センター東部館	

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）